

奈良北高校生徒転落事象発生(H27年12月)

平成28年3月

奈良県立学校いじめ問題調査委員会による調査開始
※奈良県いじめ対策委員会に名称変更(H28.6.28)

- ・奈良県いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等に関すること。
(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)
- ・いじめ防止対策推進法に規定するいじめ調査に関すること。
(学校のいじめの報告に対する必要な調査)
(重大事態に関する調査)

平成29年6月

奈良県いじめ対策委員会からの調査報告書の提出

対象生徒に対する「いじめ」があったと認められること、学校が「いじめ」や「発達の特性」の理解が不足していたこと、「いじめ」や「特別指導」により感じていた生徒の心身の苦痛に教員が気付かなかったことなどの問題点についての報告とともに、再発防止のための提言がなされた。

県教育委員会への提言

- (1)責任と役割
- (2)いじめの早期発見、防止に向けての取組
- (3)適切な特別指導に向けての取組
- (4)教職員研修の実施
- (5)人的支援
- (6)継続的な取組に向けて

平成29年7月

県教育委員会会議において、奈良県いじめ対策委員会による調査報告書を踏まえ、いじめの再発防止のための県教育委員会の取組について審議。

いじめの再発防止に向けて ➡ 教員の資質向上が課題

7月26日、全ての県立学校管理職に対して、県教育長から以下について緊急に指示・伝達を行う

- ・生徒指導の基本は生徒理解であること。県教育委員会は教育相談業務を生徒指導支援室に統合し、指導と支援の一体化に努めること。
- ・生徒一人一人のもつ様々な発達の特性に配慮した指導を行うこと。
- ・特別指導が真に生徒の成長を促すものとなるよう、そのあり方を見直すこと。
- ・この事象を風化させることなく、また再発防止のために、毎年12月4日を基本に、生徒指導・教育相談担当者の研修を実施すること。

同日、全県立学校管理職・生徒指導主事への研修を実施。

- ・「調査報告書及び再発防止の取組について」
- ・岡山県立大学 保健福祉学科 周防美智子先生
「危機管理と組織対応」

8月28日、「今後の特別指導のあり方検討委員会」を設置。ガイドラインを策定し、研修を実施(予定)

- ・生徒理解を深め、信頼関係を築く教員の姿勢のあり方。
- ・スクールカウンセラー等との連携のあり方。
- ・特別指導における指導目標の設定のあり方。
- ・生徒の特性や経験に対する理解のあり方。

特別指導のあり方に関するガイドラインを全県立学校に周知し、指導主事等を講師として全県立高等学校で校内研修会を実施する予定。